## 議案第14号

# 財産を無償で貸し付けること(県職員片原宿舎)について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 財産の内容

種	類	所 在 地	数量
建	物	鳥取市片原五丁目177番地	1戸 (81.60平方メートル)

### 2 相 手 方

鳥取市東町一丁目271番地

日本赤十字社鳥取県支部

3 貸付期間

議決のあった日から平成23年7月15日まで

#### 4 理 由

日本赤十字社鳥取県支部は、災害対策基本法及び国民保護法上の指定公共機関として 指定されており、災害発生時及び有事の際における被災県民の救護・救援用に必要な資 機材及び物品の備蓄が義務づけられている。また、その活動は県と連携した災害救護活

動及び人道的な救護業務であることから、活用できる財産を備蓄倉庫として無償で貸し
付けようとするものである。